

日常生活用具一覧表

① 介護・訓練支援用具

種 目	性 能	対 象 要 件
◎特殊寝台	腕・脚等の訓練のできる器具を附帯し、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	・ 下肢機能障がい２級以上 又は 体幹機能障がい２級以上（個別等級） ・ 難病等で寝たきりの方
◎特殊マット	褥瘡又は失禁等による汚染もしくは損耗を防止できる機能を有するもの	・ ３歳以上の障がい児で 下肢機能障がい２級以上 又は 体幹機能障がい２級以上（個別等級） ・ 常時介護を要する障がい者で 下肢機能障がい１級以上 又は 体幹機能障がい１級以上（個別等級） ・ 常時介護を要する重度の知的障がい者 又は ３歳以上の知的障がい児 ・ 難病等で寝たきりの方
◎特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、使用者又は介護者が容易に使用できるもの	・ 常時介護を要する障がい児又は障がい者で 下肢機能障がい１級以上 又は 体幹機能障がい１級以上（個別等級） ・ 難病等で自力で排尿できない方
◎入浴担架	使用者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	・ 入浴に介助が必要な３歳以上の障がい児 又は 障がい者で 下肢機能障がい２級以上 又は 体幹機能障がい２級以上（個別等級）
◎体位変換器	使用者の体位変換が容易なもの	・ 下着交換等に介助が必要な障がい者 又は 就学している障がい児で 下肢機能障がい２級以上 又は 体幹機能障がい２級以上（個別等級） ・ 難病等で寝たきりの方
◎移動用リフト	使用者の移動が容易なもの ◆天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く	・ ３歳以上の障がい児 又は 障がい者で 下肢機能障がい２級以上 又は 体幹機能障がい２級以上（個別等級） ・ 難病等で下肢機能障がい 又は 体幹機能障がいを有する方
訓練いす	原則として付属のテーブルをつけたもの	・ ３歳以上の障がい児で 下肢機能障がい２級以上 又は 体幹機能障がい２級以上（個別等級）

訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	・就学前の障がい児 又は 障がい者で 下肢機能障がい２級以上 又は 体幹機能障がい２級以上（個別等級） ・難病等で下肢機能障がい 又は 体幹機能障がいを有する方
--------	---------------------	---

② 自立生活支援用具

◎入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、使用者又は介助者が容易に使用できるもの ◆設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	・入浴に介助を要する３歳以上の障がい児 又は 障がい者で 下肢機能障がい 又は 体幹機能障がいを有する方 ・難病等で入浴に介助を必要とする方
◎便器	使用者が容易に使用でき、手すりが付けれられるもの ◆取替に当たり住宅改修を伴うものを除く	・就学している障がい児 又は 障がい者で 下肢機能障がい 又は 体幹機能障がいを有する方 ・難病等で常時介護を要する方
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	・平衡機能障がい 又は 下肢機能障がい 又は 体幹機能障がい を有し 転倒等により頭部を強打するおそれがある方 ・重度の知的障がい児 又は 重度の知的障がい者で てんかん発作等により頻繁に転倒する方
杖	Ｔ字状、又は棒状の一本杖 ◆補装具及び介護保険の給付対象の杖を除く	・平衡機能障がい もしくは 下肢機能障がい 又は 体幹機能障がい を有する方
◎移動・移乗支援用具 (歩行支援用具)	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具（手すりやスロープ等） ◆設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	・家庭内の移動等において介助を要する３歳以上の障がい児 又は 障がい者で 平衡機能障がい 又は 下肢機能障がい 又は 体幹機能障がい を有する方 ・難病等で下肢機能障がいを有する方
特殊便器	足踏みペダル等にて温水・温風が出るもので、排便後の処理が容易にできるもの ◆取替に当たり住宅改修を伴うものを除く	・就学している障がい児 又は 障がい者で 上肢機能障がい２級以上（個別等級） ・重度の知的障がい児 又は 重度の知的障がい者 ・難病等で上肢障がいを有する方
火災警報機	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで通報するもの	・障がい等級２級以上（総合等級） ・重度の知的障がい児 又は 重度の知的障がい者 ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る

自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火できるもの	・障がい等級２級以上（総合等級） ・重度の知的障がい児又は重度の知的障がい者 ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る
電磁調理器	視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用できるもの	・視覚障がい２級以上（個別等級） ※盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯 ・重度の知的障がい者
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	使用者が容易に使用できるもの	・視覚障がい２級以上（個別等級）
聴覚障がい者用 屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	・聴覚障がい２級以上 ※聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯

③ 在宅療養等支援用具

種 目	性 能	対 象 要 件
動脈血中酸素飽和度測定機	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能で、難病等にある方が容易に使用できるもの	・人工呼吸器の装着が必要な方
透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	・３歳以上の障がい児又は障がい者でじん臓機能障がい３級以上（個別等級） ※使用者がＣＡＰＤによる透析療法を行う場合に限る
ネブライザー（吸入器）	使用者が容易に使用できるもの	・就学している障がい児又は障がい者で呼吸器機能障がい３級以上（個別等級） ・前項に規定する障がいと同程度の障がいを有し、本装置が必要であると認められる方 ・難病等で呼吸器機能障がいを有する方
電気式たん吸引器	使用者が容易に使用できるもの	・就学している障がい児又は障がい者で呼吸器機能障がい３級以上（個別等級） ・前項に規定する障がいと同程度の障がいを有し、本装置が必要であると認められる方 ・難病等で呼吸器機能障がいを有する方
酸素ボンベ運搬車	使用者が容易に使用できるもの	・医療保険における在宅酸素療法を行う方
視覚障がい者用体温計（音声式）	使用者が容易に使用できるもの	・視覚障がい２級以上 ※盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る
視覚障がい者用体重計	使用者が容易に使用できるもの	・視覚障がい２級以上 ※盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る

視覚障がい者用 血圧計（音声式）	使用者が容易に使用できるもの。	・視覚障がい２級以上 ※盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る
---------------------	-----------------	-------------------------------------

④ 情報・意思疎通支援用具

点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	・視覚障がい 及び 聴覚障がいを有し それぞれ２級以上のもの（個別等級） ※必要と認められる場合に限る
点字器	使用者が容易に使用できるもの	・視覚障がいを有する方
点字タイプライター	使用者が容易に使用できるもの	・視覚障がい２級以上 ※本人が就労、もしくは就学、又は 就労が見込まれる場合に限る
視覚障がい者用 ポータブルコダー	デジタル録音図書の再生等が可能な製品であって、使用者が容易に使用できるもの	・就学している障がい児 又は 障がい者で 視覚障がい２級以上（個別等級）
視覚障がい者用 活字文書 読上げ装置	音声コードに記録されている情報を読み取り音声を聞くことができ 使用者が容易に使用できるもの	・就学している障がい児 又は 障がい者で 視覚障がい２級以上（個別等級）
視覚障がい者用 拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に 拡大された画像をモニターに映し 出せるもの	・視覚障がいを有する方
視覚障がい者用 時計 （音声式、触読式）	使用者が容易に使用できるもの	・就学している障がい児 又は 障がい者で 視覚障がい２級以上（個別等級） ※音声時計は手指の触覚に障がい等があるため 触読式時計の使用が困難な方を原則とする
点字図書	点字により作成された図書	・情報の入手を主に点字によって行っている 視覚障がいを有する方
聴覚障がい者用 通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により 通信が可能な機器であり、使用者 が容易に使用できるもの	・就学している障がい児 又は 障がい者で 聴覚障がいを有し、音声・言語のみを用いて 意思を疎通することが困難な方 ※コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と 認められる方
聴覚障がい者用 情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの番組又は 字幕及び手話通訳の映像を合成した 番組を受信するもので、その映像 を画面に出力する機能を有する もの ※災害時の緊急信号を受信できる ものとする	・聴覚障がいを有する方で、 本装置によりテレビの視聴が可能になる方

携帯用会話 補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章 に変換する機能を有し、使用者が 容易に使用できるもの	・就学している障がい児 又は 障がい者で 肢体不自由を有し、音声・言語のみを用いて 意思疎通することが困難な方 ・就学している障がい児 又は 障がい者で 音声機能障がい 又は 言語機能障がいを有し、音声・言語のみを 用いて意思疎通することが困難な方
情報・通信支援 用具	パソコンを操作する際に必要とす る画面音声化ソフトウェアや障が いに適した入力装置	・視覚障がい 又は 上肢障がいを有する方

⑤ 情報・意思疎通支援用具

人工喉頭	顎下部等にあてた電動板を駆動さ せ構音化するもので、使用者が 容易に使用できるもの	・喉頭を摘出した音声言語障がいを有する方
埋込型人工喉 頭用人工鼻	シャント発声を可能とするもの	・喉頭を摘出した音声機能障がいを有し、常時 埋込型の人工喉頭を使用する者

⑥ 排泄管理支援用具

種 目	性 能	対 象 要 件
ストマ用装具	身体に装着して排泄物をためるも の（消化器系・泌尿器系）	・直腸機能障がいを有し 人工肛門のストマを造設した方 ・ぼうこう機能障がい を有し 尿路変更のストマを造設した方
紙おむつ		・治療によって軽快の見込みのないストマ周辺 の皮膚びらん、ストマの変形等のために ストマを装着できず おむつ等の用具を必要とする方
収尿器	収尿器とストマ装具（泌尿器系）で 構成され、尿の逆流装置のついたも の、もしくはそれと同等の機能を持 つデポジット式のもの	・脊髄損傷等により常時失禁状態にある方

⑦ 住宅改修費

◎居宅生活動作 補助用具	使用者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	・就学している障がい児 又は 障がい者で 下肢機能障がい３級以上 又は 体幹機能障がい３級以上 又は 移動機能障がい３級以上 （個別等級） ※ただし、特殊便器への取替えをする場合は 上肢障がい２級以上（個別等級） ・難病等で下肢機能障がい 又は 体幹機能障がい を有する方
-------------------------	--	---